資料編

1 .MATSUE観光戦略プラン策定の歩み

時期	実施内容
2022(令和4)年 7月4日	第1回松江市観光戦略プラン(仮称)策定委員会 ①松江市観光戦略プラン(仮称)について 《基調講演》演題：世界の人が旅行に訪れる、魅力ある地域へ 講師：みちトラベルジャパン株式会社　代表取締役　茶田誠一氏 ②意見交換
8月10日	松江の観光まちづくり意見交換会テーマA(1回目)「松江の魅力発信と誘客」
8月18日	松江の観光まちづくり意見交換会テーマB(1回目)「魅力ある観光地づくり」
8月22日	松江の観光まちづくり意見交換会テーマB(2回目)「魅力ある観光地づくり」
8月30日	松江の観光まちづくり意見交換会テーマA(2回目)「松江の魅力発信と誘客」
10月6日	第2回松江市観光戦略プラン(仮称)策定委員会 ①意見交換会の実施状況について ②観光関連データ分析について ③松江市観光戦略プラン(仮称)の素案について
11月2日	第3回松江市観光戦略プラン(仮称)策定委員会 ①MATSUE観光戦略プランの案について
11月9日 ～12月8日	パブリックコメント
12月26日	第4回松江市観光戦略プラン(仮称)策定委員会 ①MATSUE観光戦略プラン2023-2029 (最終案)について

2.松江市観光戦略プラン(仮称)策定委員　委員名簿

（敬称略、五十音順）

氏名	所属団体・役職	備考
いとう　ちえ 伊藤　知恵	松江市中心市街地活性化協議会　まちづくりコーディネーター	
うえだ　ゆういち 植田　祐市	松江旅館ホテル組合　組合長	副会長
かとう　たかひろ 加藤　隆宏	株式会社日本政策投資銀行　松江事務所長	2022(令和４)年 10月23日まで
ささき　じゅん 鷦鷯　順	一般社団法人松江観光協会　会長	会長
さだひで　ようすけ 定秀　陽介	一般社団法人松江観光協会美保関町支部　支部長	
しらい　あいこ 白井　愛子	一般社団法人中海・宍道湖・大山圏域観光局　ツーリズムマイスター	
しろうず　てるゆき 白水　照之	株式会社日本政策投資銀行　松江事務所長	2022(令和４)年 10月24日から
ないとう　ゆうこ 内藤　優子	玉造温泉旅館協同組合　理事・宣伝委員長	
ふくい　よしろう 福井　善朗	一般社団法人山陰インバウンド機構　代表理事	
まつもと　しゅうきち 松本　修吉	公益社団法人島根県観光連盟　専務理事	
むらかみ　ちよこ 村上　千代子	株式会社ＪＴＢ山陰支店　営業課長	

アドバイザー

氏名	所属団体・役職	備考
ちゃだ　せいいち 茶田　誠一	みちトラベルジャパン株式会社　代表取締役社長	

委嘱期間：2022（令和4）年7月4日～2023（令和5）年3月31日

3.松江の観光まちづくり 意見交換会 実施結果

01 意見交換会の目的

意見交換会は、観光産業の現場を良く知る観光関係事業者の参画のもと、幅広い意見・アイディアを収集し、実効性の高い観光戦略の策定に役立てることを目的とする。

02 意見交換会の流れ

「松江の魅力発信と誘客」について検討するAグループ、「魅力ある観光地づくり」について検討するBグループに分けて、計4回開催した。

Aグループ（1回目）	2022（令和4）年8月10日（水）	6名	テーマA「松江の魅力発信と誘客」 ～全国から松江を選んでもらうためには～
Bグループ（1回目）	2022（令和4）年8月18日（木）	14名	テーマB「魅力ある観光地づくり」 ～2030年 魅力的な観光地になるためには～
Bグループ（2回目）	2022（令和4）年8月22日（月）	13名	
Aグループ（2回目）	2022（令和4）年8月30日（火）	7名	テーマA「松江の魅力発信と誘客」 ・意見交換会から出てきたアイディアを深めよう ・松江らしいキャッチフレーズとは

【検討の観点】

①全国の数ある観光地の中で松江を選んでもらうには？
②来訪者の心に“刺さる”のはどんなもの？
③満足度をあげるためには？
④滞在時間を増やすためには？
⑤観光消費額を増やすためには？

【参加団体一覧】

グループ	団体名
A	(一財)くにびきメッセ、(公社)島根県観光連盟、玉造温泉旅館協同組合、(一社)中海・宍道湖・大山圏域観光局、 (一社)松江観光協会、(一社)松江観光協会美保関町支部、松江旅館ホテル組合
B	(一社)Expe、協同組合松江天神町商店街、島根県観光施設協議会、玉造温泉旅館協同組合、松江菓子協会、 (一社)松江観光協会、(一社)松江観光協会玉造温泉支部、(一社)松江観光協会美保関町支部、 松江観光タクシー協議会、松江京店商店街協同組合、松江市観光グッドウィルガイド連絡会、 松江市観光ボランティアガイドの会、松江市国際交流員、松江市中心市街地活性化協議会、松江旅館ホテル組合

４.松江市観光戦略プラン(仮称)策定委員会設置要綱

（設置）
第1条　松江市の観光振興の基本指針となる松江市観光戦略プラン（仮称）を策定するに当たり、観光に関する知識や経験を有する者等から幅広く意見を求めるため、松江市観光戦略プラン（仮称）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（構成）
第2条　委員は、観光振興や経済情勢について知見を有する者から、市長が委嘱する。
2　委員は、10名以内とする。

第3条　委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。
2　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）
第4条　委員会に、会長及び副会長を置く。

（役員の選出方法）
第5条　会長は委員の互選により選出するものとし、副会長は委員のうちから会長が指名する。

（役員の職務）
第6条　会長は委員会の議長となる。
2　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議の開催等）
第7条　委員会は、市長が招集する。
2　委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
3　委員は、観光戦略プランの策定(仮称)における必要な提言を行う。
4　委員会に委員以外の専門的知見を有する者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（会議の公開）
第8条　委員会は原則として公開する。ただし、委員会の審議内容が松江市情報公開条例第７条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、又は委員会を公開することで適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りではない。

（庶務）
第9条　委員会の庶務は、観光部観光振興課において処理する。

（雑則）
第10条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附　則
この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

5.関係法令

松江国際文化観光都市建設法(昭和26年法律第7号)

(目的)

第１条　この法律は、松江市が明びな風光とわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできない多くの文化財を保有し、ラフカデイオ・ハーン(小泉八雲)の文筆を通じて世界的に著名であることにかんがみて、同市を国際文化観光都市として建設し、その文化観光資源の維持開発及び文化観光施設の整備によつて、国際文化の向上を図り世界恒久平和の理想の達成に資するとともに、わが国の経済復興に寄与することを目的とする。

(計画及び事業)

第２条　松江国際文化観光都市を建設する都市計画(以下「松江国際文化観光都市建設計画」という。)は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第1項に定める都市計画の外、国際文化観光都市としてふさわしい文化観光施設の計画を含むものとする。

２　松江国際文化観光都市を建設する事業(以下「松江国際文化観光都市建設事業」という。)は、松江国際文化観光都市建設計画を実施するものとする。

(事業の執行)

第３条　松江国際文化観光都市建設事業は、松江市が執行する。

２　松江市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、松江国際文化観光都市を完成することについて、不断の活動をしなければならない。

(事業の援助)

第４条　国及び地方公共団体の関係諸機関は、松江国際文化観光都市建設事業が第1条の目的にてらし重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならない。

(特別の助成)

第５条　国は、松江国際文化観光都市建設事業の用に供するため必要があると認める場合においては、国有財産法(昭和23年法律第73号)第28条の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与することができる。

(報告)

第６条　松江国際文化観光都市建設事業の執行者は、その事業が速やかに完成するように努め、少なくとも、6箇月ごとに、国土交通大臣にその進行状況を報告しなければならない。

２　内閣総理大臣は、毎年1回国会に対し、松江国際文化観光都市建設事業の状況を報告しなければならない。

（法律の適用）
第 7 条　松江国際文化観光都市建設計画及び松江国際文化観光都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法を適用するものとする。

附　則　抄
1　この法律は、公布の日から施行する。
2　この法律施行の際、現に執行中の松江都市計画事業は、これを松江国際文化観光都市建設事業とみなす。

附　則（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 101 号）　抄
この法律（第 1 条を除く。）は、新法の施行の日から施行する。

附　則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）　抄
（施行期日）
第 1 条　この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（1）第 995 条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第 1305 条、第 1306 条、第 1324 条第 2 項、第 1326 条第 2 項及び第 1344 条の規定　公布の日
（2）第 3 章（第 3 条を除く。）及び次条の規定　平成 12 年 7 月 1 日

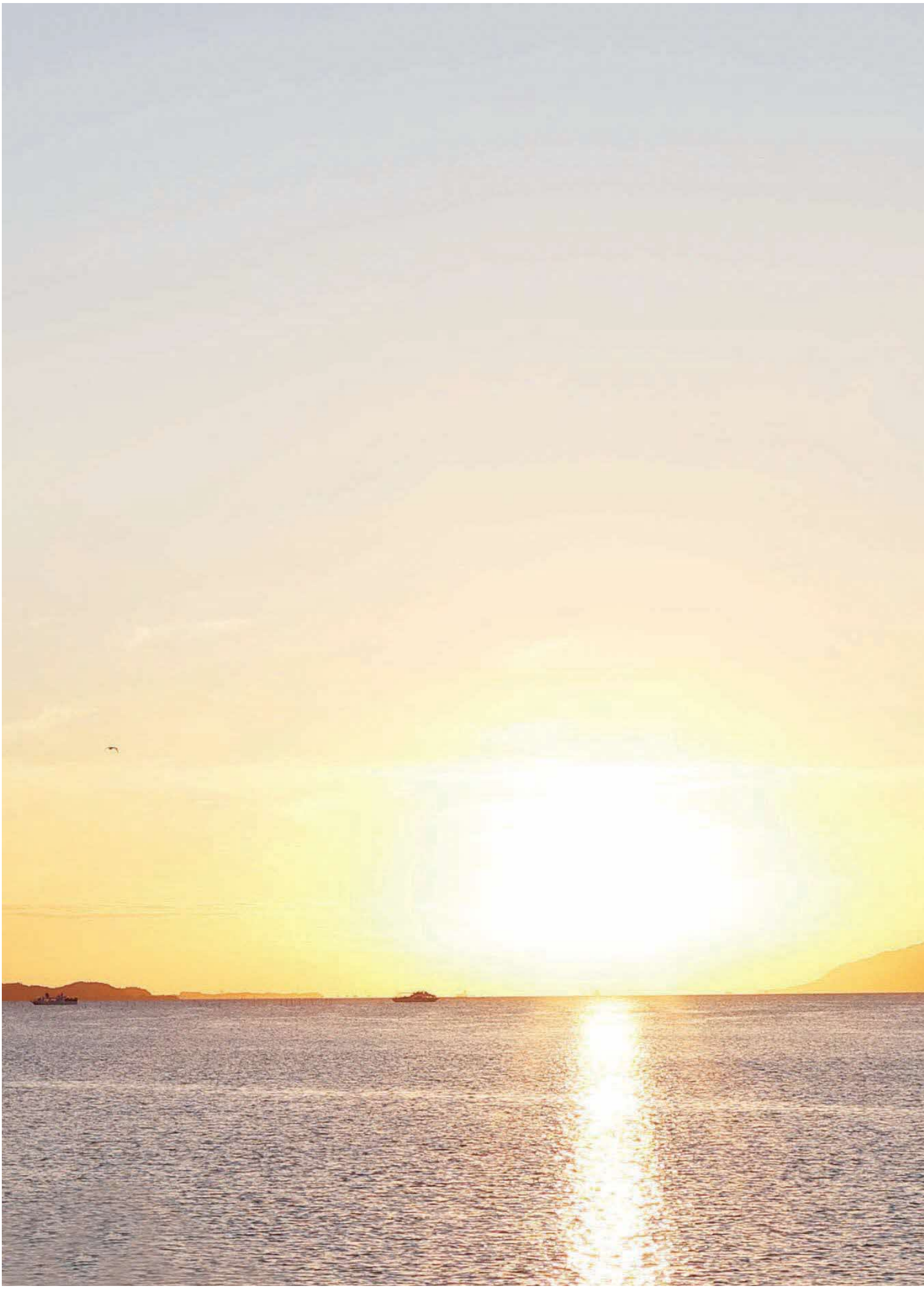

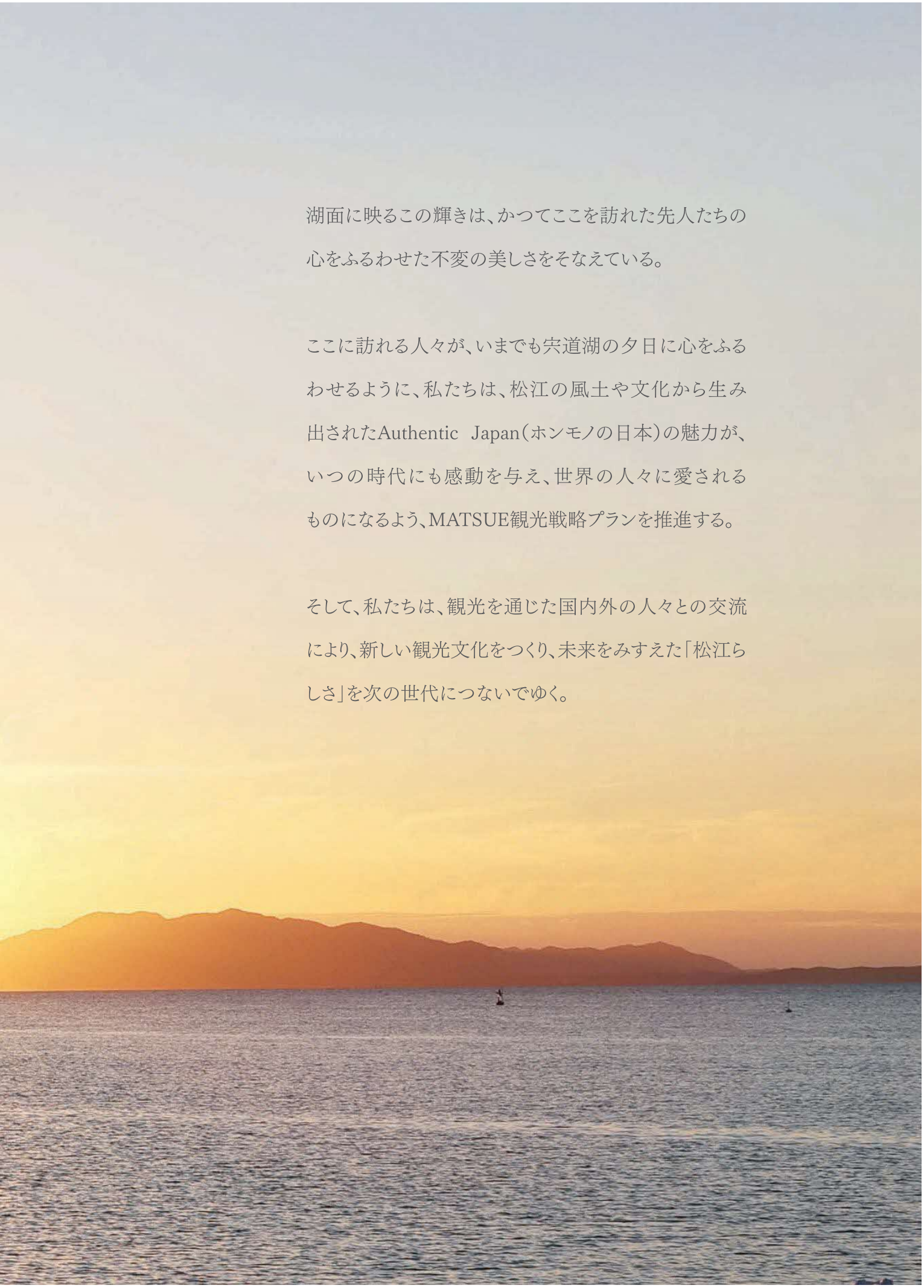

湖面に映るこの輝きは、かつてここを訪れた先人たちの心をふるわせた不変の美しさをそなえている。

ここに訪れる人々が、いまでも宍道湖の夕日に心をふるわせるように、私たちは、松江の風土や文化から生み出されたAuthentic　Japan（ホンモノの日本）の魅力が、いつの時代にも感動を与え、世界の人々に愛されるものになるよう、MATSUE観光戦略プランを推進する。

そして、私たちは、観光を通じた国内外の人々との交流により、新しい観光文化をつくり、未来をみすえた「松江らしさ」を次の世代につないでゆく。

MATSUE
観光戦略プラン 2023 - 2029

発行日　2023(令和5)年2月
発　行　松江市
編　集　松江市 観光部 観光振興課
島根県松江市末次町86番地
Tel. 0852-55-5214

松江市観光戦略プランについてのWebページはこちら

松江市観光情報SNS

@kankou_matsue

一般社団法人 松江観光協会

look_at_matsue

松江観光公式チャンネル

表紙写真：明島宵宮

惣津海岸にある「明島神社」で催される八朔祭宵宮。
暗闇の中煌煌と照らされた提灯の灯が作った幻想的
な海辺の風景を見ることができます。
（松江観光協会 美保関町支部HP）